

## 公募型プロポーザルに係る手続き開始のお知らせ

次のとおり提案書の提出を求めます。

令和2年12月7日

世田谷区

### 1 業務概要

#### (1) 件名

(仮称)介護をはじめとした人材不足産業等の多様な働き方による就業マッチング事業業務委託

#### (2) 事業目的

新型コロナウイルス感染症が収まるまでの期間、例えばフリーランスや個人事業主等の方で現在の仕事を続けながら、収入の減少分を他の仕事で補うために副業を希望する方など、短時間など多様な働き方を希望する方に対して、区民生活を支える介護などの人材不足産業の魅力を発信することで希望職種の幅を広げる支援を行い、一人でも多くの区民の就労を進めるとともに、区内産業の人材確保を進める。

さらにテレワークが可能な求人や事務系の求人など幅広く求人を用意し、就労を希望する区民とのマッチングを進める。

#### (3) 業務内容

内定まで2週間で完結するマッチング企画を全10回開催する。

(内訳：令和2年度は2回、令和3年度は8回)

なお、令和3年度以降の本事業にかかる契約の締結は、令和3年度以降予算が成立し、予算の配当がなされることを条件とする。

##### ①対象

短時間や期間の定めのある多様な雇用を前提とした就職を希望する区内在中・在学中の者。

(年齢制限なし)

##### ②支援目標

支援対象者数 150人以上

就職決定者数 最低75人以上

(内訳)

ア 令和2年度

支援対象者数 30人以上

就職決定者数 最低15人以上

イ 令和3年度

支援対象者数 120人以上

就職決定者数 最低60人以上

##### ③支援メニュー

ア ウェブによる事業ガイダンス&セミナー

イ ウェブによる企業説明会

1回あたり15分程度×6社によるプレゼンを行う。

※ア、イともウェブでの参加ができない人へ別に会場を用意する。

ウ ワンデー就労体験（各社で実施）

ア、イを経て、求職者が希望する求人企業で1日就労体験を行う。

エ 個別面接（各社で）

事業者が面接の日程調整を行う。

#### ④求人開拓

雇用の受け皿として区内の人材不足産業（社会福祉法人を含む）を中心に広く呼び掛ける。

なお、就労の場の確保のため区会計年度任用職員（新BOP等）の募集も行う。

求人獲得企業数（目標） 60社以上（R2年度12社以上、R3年度48社以上）

（うち介護事業者の求人10社、テレワークの求人10社、事務系求人10社）

※三茶おしごとカフェの求人企業にも参加を呼び掛ける。

(4) 履行期間 令和3年1月14日から令和4年3月31日まで（予定）

※業務委託契約は、単年度毎とし、履行状況が良好であること、各年度の予算配当を条件に締結する。

## 2 参加資格要件

次の(1)から(7)までの要件を全て満たす法人であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を受けていないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 職業安定法第30条に定める厚生労働大臣の認可を受けた有料職業紹介事業者であること。
- (6) 平成27年度以降、地方自治体から同種又は類似の業務を受託した経験を有すること。
- (7) プライバシーマーク、もしくはISMS認証を取得していること。

## 3 提案書の提案者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみ行う。

## 4 提案書を特定するための評価基準

- (1) 実施体制に関する事項
- (2) 同種・類似業務の実績
- (3) 実施方針
- (4) 業務の内容に関する提案
- (5) 業務目標に対する提案
- (6) 見積書

## 5 手続き等

- (1) 担当部署

世田谷区経済産業部工業・ものづくり・雇用促進課 担当：村田、井上

住所：〒154-0004 世田谷区太子堂 2-16-7

TEL：03-3411-6662

ホームページ：<https://www.city.setagaya.lg.jp/jigyosha/001/d00188743.html>

E-mail：SEA01002@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期 間：令和2年12月7日（月）～令和2年12月14日（月）正午

（土日・祝日を除く、8時30分～17時まで。なお、最終日は正午まで）

場 所：上記（1）に同じ

方 法：窓口配布、又は区のホームページからダウンロードに限る。

(3) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和2年12月14日（月）午後3時まで

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参に限る。

(4) 提案書の提出期限並びに提出場所及び方法

期 限：令和3年1月4日（月）午後3時まで

場 所：上記（1）に同じ

方 法：上記（1）の窓口への持参に限る。

6 その他

(1) 提案書作成に要する費用は提案者の負担とする。

(2) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約保証金 免除

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約相手先との随意契約により締結する予定の有無 無

(6) 提出期限以降における参加表明書及び提案書の差替え又は再提出は認めない。

(7) 提出された参加表明書及び提案書は返還しない。

(8) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は失格とする。

(9) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。

(10) 詳細は説明書による。

(11) 本案件は、世田谷区公契約条例の定める労働報酬下限額の対象（令和3年度契約分）である。詳細は別紙を参照すること。

世田谷区との一定額以上の契約には、世田谷区公契約条例に基づく「**労働報酬下限額**」が適用されます

世田谷区公契約条例とは  
世田谷区が事業者と結ぶ契約（公契約）に関する基本方針と区長や事業者の責務などを定めるもので、公契約において適正な入札などの手続きを実施し、労働者の適正な労働条件を確保し、事業者の経営環境の改善を図ることなどを目的とした条例です。



#### 区長の責務(主なもの)

1. 入札制度改革、区内事業者の育成と経営環境の改善に努めます。  
これまで区は、最低制限価格制度及び低入札価格調査制度における基準価格の設定範囲等の見直しや総合評価方式競争入札の導入などを始めとする入札制度改革に取り組んできました。引き続き、条例に基づき、様々な制度を見直し、改革を進めてまいります。
2. 適正な労働条件確保のための施策を行うように努め、次の取組みを実施します。  
(1) 「労働報酬下限額」を事業者に示し、適正な賃金の支払いを促します。  
(2) 「労働条件確認帳票」の提出を事業者に求め、必要があれば改善措置を行います。

#### 事業者の責務(主なもの)

1. 区長の取組みに従い、公共事業の質の確保、適正な賃金の支払いと労働条件の確保・向上に努めて下さい。
2. 区内の下請業者への注文や区内にお住まいの労働者の雇用に努めて下さい。
3. 受注業務の第三者への発注にあたり適正な条件を付けるように努めて下さい。
4. 障害者雇用促進法、男女共同参画社会基本法、労働契約法、子ども・若者育成支援推進法の趣旨に基づく取組みに努めて下さい。
5. 区内の下請業者の受注や区内在住労働者の雇用の機会を図るように努めて下さい。

#### 労働報酬下限額とは

1. 概要  
労働報酬下限額とは、予定価格が一定額以上の公契約において、契約事業者が労働者に支払う職種ごとの労働報酬の下限とすべき額のことです。世田谷区長が条例に基づき決定し、告示します。  
契約事業者には、労働報酬下限額を守っていただくことにより、労働者に適正な賃金を支払い、労働者の適正な労働条件を確保し、向上させるよう努めていただく義務のあることが条例に定められています。
2. 対象  
予定価格が3千万円以上の工事請負契約 及び 予定価格が2千万円以上の工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)
3. 告示額  
次ページのとおり

#### 労働条件確認帳票とは

1. 概要  
労働条件確認帳票は、公契約において賃金、労働時間、社会保険の加入の有無その他の労働条件が適正であることを確認するためのもので、契約担当窓口において契約事業者に配布し、提出を求めます。また、この帳票は、事業者・労働者をはじめどなたでも契約担当窓口で閲覧できます。
2. 対象  
予定価格が50万円を超える契約(指定管理の協定は零円を超えるもの)
3. 閲覧場所( 契約内容によって取扱い窓口が異なります。 )  
(1) 経理課(世田谷区役所第一庁舎2階20番窓口): 教育総務課が取り扱う契約以外の契約  
(2) 教育総務課(世田谷区役所第二庁舎3階33番窓口): 教育委員会の契約のうち予定価格が2千万円未満の契約

公契約条例等の詳細については、世田谷区ホームページをご覧ください。

【問い合わせ先】世田谷区財務部経理課契約係 電話:03-5432-2145~2152・2435・2436 ファクシミリ:03-5432-3046

# 労働報酬下限額一覧

令和2年3月13日告示による

(適用対象は令和2年4月1日以後に締結する契約。ただしこの告示前に公告した入札に付された公契約を除く。)

## 【工事請負契約の場合】

対象契約: 工事請負契約のうち、予定価格が3千万円以上のもの

労働報酬下限額: 東京都の公共工事設計労務単価(令和2年3月現在)の51職種ごとの単価の85%相当額(熟練労働者)  
(下表のとおり)

号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)	号	職種	労働報酬下限額 (1時間あたり)
1	特殊作業員	2,614円	25	土木一般世話役	2,625円
2	普通作業員	2,285円	26	高級船員	3,103円
3	軽作業員	1,637円	27	普通船員	2,455円
4	造園工	2,253円	28	潜水土	4,357円
5	法面工	2,880円	29	潜水連絡員	3,007円
6	とび工	2,901円	30	潜水送気員	2,986円
7	石工	2,901円	31	山林砂防工	2,859円
8	ブロック工	2,689円	32	軌道工	4,803円
9	電工	2,710円	33	型わく工	2,763円
10	鉄筋工	2,933円	34	大工	2,720円
11	鉄骨工	2,731円	35	左官	2,944円
12	塗装工	3,007円	36	配管工	2,434円
13	溶接工	3,209円	37	はつり工	2,667円
14	運転手(特殊)	2,572円	38	防水工	3,177円
15	運転手(一般)	2,136円	39	板金工	2,965円
16	潜かん工	3,188円	41	サッシ工	2,720円
17	潜かん世話役	3,772円	43	内装工	2,944円
18	さく岩工	3,177円	44	ガラス工	2,646円
19	トンネル特殊工	3,124円	46	ダクト工	2,370円
20	トンネル作業員	2,582円	47	保温工	2,412円
21	トンネル世話役	3,570円	49	設備機械工	2,444円
22	橋りょう特殊工	3,188円	50	交通誘導員A	1,647円
23	橋りょう塗装工	3,315円	51	交通誘導員B	1,435円
24	橋りょう世話役	3,655円	52	上記以外の職種	1,130円

第1号から第51号までに該当の労働者であっても、事業者が労働者等との合意の下で見習い又は手元等の未熟練労働者と判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している者については以下の下限額となります。

労働報酬下限額: 1時間あたり1,348円

「タイル工」、「屋根ふき工」、「建具工」及び「建築ブロック工」については、国土交通省より東京都における公共工事設計労務単価が示されなかったため記載していませんが、過去の公共工事設計労務単価を基に算出した参考値をご案内いたしますので、表記担当にお問い合わせください。

## 【工事以外の契約の場合】(設計・測量等委託、業務委託、印刷、物品供給、指定管理者協定 等)

対象契約: 工事以外の契約(不動産、賃貸借を除く)又は指定管理者協定のうち、予定価格が2千万円以上のもの

労働報酬下限額: 1時間あたり1,130円